

農業水利施設補修工事品質管理士制度実施規程

制定平成 23 年 10 月 5 日

改定平成 24 年 11 月 8 日

改定平成 26 年 10 月 21 日

改定平成 27 年 6 月 17 日

改定令和 2 年 10 月 20 日

改定令和 3 年 2 月 16 日

改定令和 8 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 農業土木事業協会（以下「協会」という）が実施する、農業水利施設補修工事品質管理士制度の運営に関し必要な基本的事項を定める。

(資格)

第 2 条 農業水利施設補修工事品質管理士とは、農業水利施設の補修工事の特性を理解し、補修工事の材料・施工に関する総合的な技術検討・判断ができる技術の向上を図り、補修工事の設計、施工・施工管理全般に指導的な役割を果たすことができる能力を有すると協会の会長（以下「会長」という）が認定し、資格登録した技術者をいう。

2 農業水利施設補修工事品質管理士制度による資格は、次の 2 種類とする。

- 1) コンクリート構造物分野
- 2) パイプライン分野

(資格制度運営委員会)

第 3 条 会長は、第 1 条の目的を達成するため、学識経験者等で構成する資格制度運営委員会を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

- 1) 農業水利施設補修工事品質管理士制度の運営及び実施計画に関する事項
 - 2) 農業水利施設補修工事品質管理士講習会（以下「品質管理士講習会」という）、農業水利施設補修工事品質管理士認定試験（以下「品質管理士認定試験」という）の受講・受験資格に関する事項
 - 3) 資格登録及び登録更新に関する事項
 - 4) 資質の向上に関する事項
- 2 資格制度運営委員会の下に講習委員会及び試験委員会を設置し、講習会及び認定試験等に関する業務を行う。
- 3 資格制度運営委員会、講習委員会及び試験委員会の所掌事項及び運営については、「資格制度運営委員会規則」においてこれを定める。

(講習会等)

第 4 条 会長は、資格制度運営委員会の意見を踏まえ、品質管理士講習会を開催する。

2 受講資格者は以下のいずれかに該当する者とする。

- 1) 技術士（農業部門 農業土木・農業農村工学）の資格を有する者とする。

- 2) 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者。
- 3) 農業土木技術管理士の資格を有する者。
- 4) コンクリート診断士又はコンクリート技師の資格を有する者。
- 5) 農業水利施設の施工又は施工管理等の技術的な実務経験が、7年以上の者とする。ただし、大学院修了者（修士課程、博士課程）にあつては、修了後の技術的な実務経験は5年以上とする。また、次のいずれか一つの条件を満たす者にあつては、実経験年数を3年短縮することができる。

ア 実務期間中に2年間で農業農村工学会技術者継続教育機構CPD30単位以上取得した者

イ 実務期間中に農業土木分野の指導の実務を行う者（以下、「指導者」という。）の監督の下で、当該業務を通算2年以上行った者 なお、指導業務者の資格は、技術士〔農業部門〕（農業土木又は農業農村工学）のいずれかで登録済みの者とする。

ウ JABEE認定プログラム（農業工学関連分野に限る）を修了した者

エ 技術士〔農業部門〕の一次試験に合格した者

3 受講手続は、以下のとおりとする。

- 1) 受講申し込みは、会長が定める期日までに、受講申込書（様式1号）に本条2項1号から4号に該当する者は、該当する資格の写し、本条2項5号に該当する者は、農業水利施設の施工又は施工管理に関する実務経歴書（様式2号）を添えて協会に提出するものとする。
- 2) 会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、受講票を送付する。
- 3) 受講者は、会長が定める受講料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。
- 4) 会長は、講習を修了した者に、講習修了証書（様式3号）を交付する。

（品質管理士認定試験）

第5条 会長は、講習会終了後、資格制度運営委員会の意見を踏まえ、農業水利施設の補修工事について、材料・工法の品質規格及び設計、施工・施工管理に関する技術力を問う認定試験を行う。

2 受験資格は、前条に定める講習会を修了した者とする。

3 受験手続は、以下のとおりとする。

- 1) 受験申し込みは、会長が定める期日までに、受験申込書（様式4号）に、本条第2項に定める講習修了証書の写しを添えて協会に提出するものとする。
- 2) 会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、受験票を送付する。
- 3) 受験者は、会長が定める受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。
- 4) 会長は、資格制度運営委員会が定める認定基準点以上の成績を得たものに対し、合格証書（様式5号）を交付する。

（登録等）

第6条 会長は、農業水利施設補修工事品質管理士名簿（以下「名簿」という）を備え、登録を行う。

- 2 登録を受けることができる者は、前条の認定試験に合格した者とする。ただし、合格後5年以上を経過した者にあつては、第7条に定める研修を了した者とする。

- 3 登録手続きは、以下のとおりとする。
 - 1) 登録しようとする者は、
 - (1) 登録申込書（様式 6 号）
 - (2) 会長が定める登録料の郵便払込金受領書の写しを添えて協会に提出しなければならない。
 - 2) 会長は、登録者に対し、登録証書（様式 7 号）を交付する。
 - 3) 登録の有効期間は、登録証書が交付された日から 5 年目の 3 月 31 日までとする。ただし、更新を妨げない。
- 4 会長は、登録名簿を公表するものとする。

（資質向上）

- 第 7 条 農業水利施設補修工事品質管理士は、常に、技術知識及び水準を向上させ、その資質向上に努めなければならない。
- 2 会長は、農業水利施設補修工事品質管理士の資質向上のための農業水利施設補修工事品質管理士研修等（以下「研修」という）を、資格制度運営委員会の意見を踏まえて開催する。
 - 3 会長は、研修の実施計画を登録者に通知するとともに、研修終了者には修了証を交付する。
 - 4 前項 2 号の規定にかかわらず、会長が指定する他の研修に参加した者にあつては、その参加を証する書面の写し、また、農業農村工学会技術者継続教育機構等に参加している者にあつては、その機構が発行する継続教育記録証明書（会長が別に定める単位）を添え、これに代えることができる。

（登録更新）

- 第 8 条 登録の更新を行おうとする者は、登録の有効期間中に前条に定める研修を了し、登録の更新を行わなければならない。
- 2 前項の更新手続きは、
 - 1) 登録更新申込書（様式 8 号）
 - 2) 前条第 3 項の修了証又は第 4 項の継続教育記録証明書の写し
 - 3) 会長が定める更新登録料の郵便払込金受領書の写しを添えて、協会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、登録更新者に対し、登録証書（様式 9 号）を交付する。

（変更等の届出）

- 第 9 条 登録を受けた者は、住所、氏名、並びに所属機関の名称及び所在地について変更が生じた場合は、すみやかに変更等の届出（様式 10 号）を協会に提出しなければならない。

（登録の抹消）

- 第 10 条 会長は、農業水利施設補修工事品質管理士が次の行為をなした場合は、登録を抹消することができる。
- 1) 虚偽又は不正行為に基づき、講習、認定試験又は登録を受けた場合。
 - 2) 前条の変更等の手続きを怠った場合
 - 3) 農業水利施設補修工事品質管理士の信用を傷つけ又は失墜させた場合
 - 4) 正当な理由なく農業水利施設補修工事品質管理士の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、

又は盗用するなど不正行為をなした場合

(規程に定めのない事項の処理)

第 11 条 本規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、資格制度運営委員会の意見を聞き、会長が処理をする。

付則

この規程は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。

付則

この規程は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

付則

この規程は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。

付則

この規程は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。

付則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。